

# 防府市営住宅多数回落選者優遇措置に関する取扱基準

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、市営住宅に多数回入居申込みし、市営住宅入居者抽選会（以下「抽選会」という。）において、入居決定者（条例第10条第2項に規定により入居者として決定される者を含む。）とならなかった者（以下「多数回落選者」という。）に対し、抽選会において優遇措置を講じるために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 この基準において多数回落選者とは、条例に定める入居資格を満たしている者で、抽選会において、連続して4回以上入居決定者とならなかった者をいう。

2 多数回落選者が入居決定者となったときは、回数は0回に戻るものとする。

(優遇措置)

第3条 多数回落選者に対する優遇措置は、抽選番号を2つ付与することにより行うものとする。

2 多数回落選者と優先枠の優遇措置を受けることができるときは、優先枠の優遇措置を適用するものとする。

(優遇措置の申出)

第4条 多数回落選者が、前条に規定する優遇措置を受けるときは、入居資格審査に抽選結果のお知らせ（この基準の施行日以降のもの）を4回分提示しなければならない。

(優遇措置適用対象期間)

第5条 多数回落選者に対する優遇措置を適用する期間は、抽選会で最初に入居決定者とならなかった日から起算して2年間とする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定

める。

## 附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。